

桂川嵐山地区河川整備検討委員会の規約の改定について（案）

行政委員の変更

人事異動等に伴い、委員名簿の所属、行政委員を変更

- ・なお、上記内容については、規約第7条「この規約に定めが無い事項は、委員会において定める。」に基づき、委員会に諮り、規約を改定するものである。

桂川嵐山地区河川整備検討委員会の規約改定（案）

改 定 前

桂川嵐山地区河川整備検討委員会 規 約

(名称)

第1条 本会は「桂川嵐山地区河川整備検討委員会」(以下「委員会」という。)と称する。

(目的)

第2条 嵐山地区の河川整備において、治水・環境・景観・観光等に関する助言等を行い、観光産業への影響を含め、嵐山地区の景観や利用に配慮した河川整備の計画について検討を行うことを目的に、国土交通省近畿地方整備局淀川河川事務所長(以下「事務所長」という。)が委員会を設置する。

(委員会)

- 第3条 委員会は、別表1に掲げる委員をもって構成する。
- 2 委員会に委員長1人を置き、委員の互選により定める。
 - 3 委員長は、会務を総括し、委員会を代表する。
 - 4 委員長は、必要に応じて委員会を招集し開催する。
 - 5 委員長は、職務を遂行できない時には、自ら指名する委員に職務を委任できる。
 - 6 委員については、代理出席は認めない。ただし、行政委員については、役職をもってあたるものとし、代理出席を認める。
 - 7 委員会は、必要と認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求めることができる。

(情報公開)

第4条 委員会の会議は原則として公開する。その公開方針は別紙「情報公開方針」によるものとする。

(任期)

- 第5条 委員の任期は、平成25年3月31日までとする。
- 2 前項に規定する期間満了の1ヶ月前までに、事務所長又は委員のいずれから何ら申し出のないときは、引き続き同一条件をもって、本規約に基づき期間の満了の日より1年間継続するものとし、当該継続期間が満了したときも同様とする。

(事務局)

第6条 事務局は、国土交通省近畿地方整備局淀川河川事務所、京都府建設交通部河川課、京都市とする。

(その他)

第7条 この規約に定めが無い事項は、委員会において定める。

(附則)

この規約は、平成24年7月23日から施行する。

平成27年11月17日 一部改定

改 定 後

桂川嵐山地区河川整備検討委員会 規 約

(名称)

第1条 (変更なし)

(目的)

第2条 (変更なし)

(委員会)

第3条 (変更なし)

(情報公開)

第4条 (変更なし)

(任期)

第5条 (変更なし)

(事務局)

第6条 (変更なし)

(その他)

第7条 (変更なし)

(附則)

(変更なし)

改 定 前

桂川嵐山地区河川整備検討委員会名簿

氏 名 (敬省略・順不同)	所 属 等	専 門 等
学識経験者及び有識者		
川崎雅史	京都大学大学院工学研究科教授	景観デザイン
金田章裕	京都大学名誉教授	人文地理 歴史地理
坂上英彦	嵯峨美術大学芸術学部デザイン学科教授	都市・地域計画 国際観光
立川康人	京都大学大学院工学研究科教授	水文学
田原義宣	天龍寺宗務総長	京都、嵐山の歴史・ 文化
中川博次	京都大学名誉教授	水工水理
深町加津枝	京都大学大学院地球環境学堂准教授	景観生態 森林風致計画
道奥康治	法政大学デザイン工学部都市環境デザイン工学科教授	河川工学
行政		
東出成記	国土交通省近畿地方整備局淀川河川事務所長	
山本悟司	京都府建設交通部長	
古川博規	京都府商工労働観光部観光政策監	
大西 功	京都市建設局土木技術・防災減災担当局長	
糟谷範子	京都市観光政策監	

改 定 後

桂川嵐山地区河川整備検討委員会名簿

氏 名 (敬省略・順不同)	所 属 等	専 門 等
学識経験者及び有識者		
川崎雅史	京都大学大学院工学研究科教授	景観デザイン
金田章裕	京都大学名誉教授	人文地理 歴史地理
坂上英彦	嵯峨美術大学名誉教授	都市・地域計画 国際観光
立川康人	京都大学大学院工学研究科教授	水文学
田原義宣	天龍寺宗務総長	京都、嵐山の歴史・ 文化
中川博次	京都大学名誉教授	水工水理
深町加津枝	京都大学大学院地球環境学堂准教授	景観生態 森林風致計画
道奥康治	法政大学デザイン工学部都市環境デザイン工学科教授	河川工学
行政		
東出成記	国土交通省近畿地方整備局淀川河川事務所長	
藤森和也	京都府建設交通部長	
南本尚司	京都府商工労働観光部観光政策監	
大西 功	京都市建設局土木技術・防災減災担当局長	
糟谷範子	京都市観光政策監	